

〈令和5年度〉安中市婚活支援事業

婚活支援事業を支援します



対象となる団体

- ・ 構成員の数が5人以上であり、本市内に団体の活動拠点を有し、本市内において活動する団体
 - ・ 特定の個人または団体の営利を目的とする事業を行わない団体
- ※宗教団体、政治団体、暴力団、婚活を目的とした営利事業者などは対象となりません。

対象となる事業

非営利の婚活事業で、男女の健全な出会いの機会を提供する事業

(20歳以上45歳未満の独身の男女を対象とし、市民などから広く募集し、参加者の定員が10人以上であること。また、適正な額の参加費を設定し、当該参加者から徴収すること。)

※令和6年3月31日までに完了する事業とします。

- 例えば…
- ・ 独身の男女の交流を促すイベント
 - ・ 交際力を高める講座、セミナーの開催
 - ・ 文化・スポーツ活動などを介したイベント など

申請書類

- ・ 婚活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - ・ 事業計画書(様式第2号)
 - ・ 収支予算書(様式第3号)
 - ・ 団体概要説明書(様式第4号)
- 〈その他の添付書類〉
- ・ 団体の規約など
 - ・ 団体の構成員の名簿



補助金の額等

補助対象事業費から参加者負担金などの収入を差し引いた金額とします。

ただし、補助上限額は1事業あたり10万円、1年度内1団体あたり20万円を限度とし、審査委員会の審査を経て決定します。

補助対象経費

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 講師等の謝礼 | ⑤ チラシ等の印刷代 |
| ② 講師等の交通費、宿泊費 | ⑥ 会場の使用料、機器の賃借料 |
| ③ 消耗品費 | ⑦ 通信運搬費 |
| ④ 参加者の飲食費(原則2分の1を上限とする) | ⑧ 保険料 など |

(注) 団体の人件費や備品購入費などの経常的な活動・経営のための経費、補助対象事業実施に係る会議等における飲食費、参加者の交通費、宿泊費、記念品代または土産代は対象となりません。

申請・問い合わせ

- ・ イベントなどを検討される団体の方は、事前にご相談ください。
- ・ 補助金交付申請書及び関係書類は安中市役所市民課へ提出してください。
(土、日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

安中市役所 市民課市民協働係 ☎027-382-1111 (内線1027)